

令和元年度に係る財政的援助団体等監査の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

令和元年度に係る財政的援助団体等監査の結果については、令和3年5月18日に議会、知事及び教育委員会に報告（令和3年5月18日付け北海道公報第207号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項に対する措置

監査実施団体等	指 摘 事 項	講 じ た 措 置
社会福祉法人 恵和園	<p>(1) 軽費老人ホーム運営費補助金において、入所者から徴収すべき事務費の算定を誤ったことから、補助金10万8,000円が過大となっていた。</p>	<p>当該団体に対し、入所者から徴収すべき事務費の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、過大となっていた補助金の返還を求め、当該金額の返納を確認しました。</p>
一般社団法人 北海道消費者 協会	<p>(2) 団体が道の補助金を財源として、間接補助事業者に助成金等を全額概算払したときは、団体の補助事業の完了は、間接補助事業に係る実施状況の報告書を受理したときとなるが、当該報告書を受理する前に、補助事業が完了したとしていた。</p> <p>また、この中には、団体が間接補助事業者に助成金を交付したが、その用途が明らかとなる実施状況の報告書を受理していないため、補助金の対象経費の確認ができないものがあった。</p> <p>さらに、間接補助事業者への交付決定に当たっては、道が行った交付決定と同一の条件を付さなければならないが、当該条件を付していないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、間接補助事業者に助成金等を全額概算払したときは、団体の補助事業の完了は、間接補助事業に係る実施状況の報告書を受理したときとなることを周知し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>なお、補助事業の完了期限までに、実施状況の報告書が提出されるよう、団体が助成金交付要綱を改正したことを確認しました。</p> <p>また、団体に対し、未提出分に係る実施状況の報告書を間接補助事業者に提出させた上、助成金の対象経費を確定させるよう指導し、当該金額に基づき補助金の対象経費を確認しました。</p> <p>さらに、団体に対し、間接補助事業者等への交付決定に当たっては、道が行った交付決定と同一の条件を付さなければならないことを改めて</p>

		周知し、適切な事務処理を行うよう指導しました。
北海道新規就農酪農・畜産クラスター協議会	<p>(3) 団体の規定では、会計処理に関して、真実な内容を明瞭に表示することや全ての取引について正確な記帳整理を行うことなどとされているが、団体では、補助金額のみを会計処理の対象として経理していることから、全ての取引についての記帳整理となっておらず、団体の事業内容を明確な計数により表示していなかった。</p> <p>また、この補助金額のみの予算や決算により、幹事会の協議を経て、議決機関である総会の議決を得ており、総額によらない事業計画兼収支予算書を策定し、事業を実施することとしているなど、適切とは認められない事業運営となっていた。</p> <p>畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業においては、事業実施主体である畜産クラスター協議会は、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していることなどが要件とされているが、上記のとおり、会計処理に関して、団体の事業内容を明確な計数により表示しておらず、総額によらない事業計画兼収支予算書を策定し、事業を実施することとしているなど、適切な事業運営を行う体制となっていなかった。</p>	<p>当該団体に対し、適切な事業計画や収支計画、これに基づく決算等により総会の議決を得るなど、交付要綱等に基づく適切な事業運営を行うよう指導しました。</p>
北海道150年映像と音楽による特別イベント実行委員会	<p>(4) 団体が、委託事業であるイベントの実施前に、委託事業者との間で、事業に要する経費や事業内容等に係る業務委託契約書を取り交わさないなど不適切な事務処理を行ったことから、団体と委託事業者との間で委</p>	<p>道が実行委員会の事務局を担うイベントなどの経費執行における不適切な事務処理及びこれに伴う団体決算事務の遅延の再発防止に向け、関係法令の遵守はもとより、「実行委員会方式による事業実施マニュアル</p>

	<p>託料についての認識の相違が生じ、このことによって委託事業者から道に支払いを求める民事調停が申し立てられ、道が解決金を支払うこととなったほか、その解決までに時間を要したことから、決算の作成が遅延し、団体の規約に定める期間内に総会の承認を受けていなかった。</p>	<p>ル」など、実行委員会等の事務適正化に向けた取組について、改めて周知徹底を図りました。</p>
北見市鳥獣被害防止対策協議会	<p>(5) 補助金の出納を管理している団体の会計において、不適切な事務処理が行われ、使途が不明な預金の払出しがあった。</p> <p>また、団体の規定では、公印については、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならないこととされているが、団体名義の預金通帳とともに、その所在が不明となっていた。</p>	<p>当該団体に対し、出納管理の適正化に努めるとともに、公印及び通帳の保管並びにその取扱いに当たっては、団体の規定に基づき、適切な運用を行うよう指導しました。</p>

2 指導事項に対する措置

(1) 団体に関するもの

項目	指導事項	講じた措置
ア 事業の執行に関するもの	<p>(ア) 子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金において、補助対象となる事業は、病院及び診療所に従事する職員のための保育施設を運営する事業とされ、補助金交付額は当該保育施設を利用する病院及び診療所に勤務する職員の児童数や休日保育運営日数などを基礎として算定されることとなるが、事業の実績報告に当たって、病院及び診療所以外の事業所に勤務する職員の児童数を含めているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、補助基準額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、再提出された実績報告書により、確定済みの補助金額には影響がないことを確認しました。</p>
	<p>(イ) 道立都市公園の利用料金の額につ</p>	<p>当該団体に対し、利用料金の額につ</p>

	<p>いては、指定管理者が知事の承認を受けてこれを定め、これを変更しようとするときも同様に承認を受けなければならないが、知事の承認を得ない料金により公園施設を利用させているものがあった。</p>	<p>いては、関係法令等に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、未承認の利用料金については、知事の承認を受けたことを確認しました。</p>
	<p>(ウ) 道と締結した指定管理業務に係る協定書において、指定管理者は、事業の参加者がけがをした場合に対応するものとして、協定書で定められた額以上の保険金が支払われる傷害保険に加入しなければならないこととされているが、支払われる保険金がこの額に満たない保険に加入しているものがあった。</p> <p>また、保険に加入したときは、当該保険証券の写しを北海道に提出しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、事業の実施に当たっては、協定書で定められた額以上の保険金が支払われる傷害保険に加入するよう指導しました。</p>
<p>イ 契約に関するもの</p>	<p>大口定期預金による資金運用に係る利率の見積合わせにおいて、団体では、一度提示した見積書の撤回は認めないとしているが、見積書の提示者からの申出により、提示された見積書の撤回を認めているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、大口定期預金による資金運用に係る利率の見積合わせに当たっては、団体の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>ウ その他団体の経理に関するもの</p>	<p>(ア) 森林環境保全整備事業等の執行において、補助事業者は、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう帳簿及び書類を備え、整理しておかなければならないが、これらを整理していないものがあった。</p> <p>(イ) 学校法人において、予算の執行については、予算額の範囲内で行わなければならないが、所定の手続きを</p>	<p>当該団体に対し、補助事業の執行に当たっては、関係規定等に基づき、適切な会計処理を行うよう指導しました。</p> <p>当該団体に対し、予算額を超える支出に当たっては、団体の規定に基づき、所定の手続きを行うよう指導しまし</p>

<p>行わずに、予算額を超える支出を行っているものがあった。</p>	<p>た。</p>
<p>(ウ) 公益法人会計基準においては、貸借対照表は、すべての資産、負債等の状態を明瞭に表示するものでなければならないが、特定資産について、計上すべき金額と異なる金額を期末残高としているものがあった。</p> <p>また、団体の事業運営のために設置した部会の運営に係る収支等について、財務諸表に計上していないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、関係法令及び団体の規定に基づき、適切な会計処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(エ) 循環資源利用促進施設設備整備費補助金において、補助事業により取得した財産を担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないが、承認を受けずに、取得した財産を担保に供しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、補助事業により取得した財産については、補助金交付要綱及び補助指令に基づき適切な管理を行うよう指導し、令和2年11月11日付けで担保から除外したことを確認しました。</p>

(2) 道の部局に関するもの

項目	指導事項	講じた措置
	<p>ア 補助事業者において、補助金が過大となっているものがあったことから、所管部局においては、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査を行うなどして、補助金の額の確定を適正に行うとともに、団体に対して適切な事務処理を行うよう指導する必要があった。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金については、返還の手続きを行い、当該金額の返納を確認しました。</p> <p>また、各振興局に対して適切な事務処理を行うよう注意喚起を行うとともに、補助金の額の確定に当たっては、実績報告等の書類の審査の際に、必要に応じて現地調査を実施するなど、適切な事務処理に努めます。</p>
	<p>イ 団体が道の補助金を財源として、間接補助業者に助成金等を全額概算払したときは、団体の補助事業の完了は、間接補助事業に係る実施状</p>	<p>当該団体に対し、間接補助業者に助成金等を全額概算払したときは、団体の補助事業の完了は、間接補助事業に係る実施状況の報告書を受理したと</p>

況の報告書を受理したときとなるが、当該報告書を受理する前に、補助事業が完了したとしており、この中には、団体が間接補助事業者に助成金を交付したが、その使途が明らかとなる実施状況の報告書を受理していないため、補助金の対象経費の確認ができないものがあった。

また、団体が行う間接補助事業者への交付決定に当たっては、道が行った交付決定と同一の条件を付さなければならないが、当該条件を付していないものがあった。

これらのことから、所管部局においては、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査を行うなどして、補助金の額の確定を適正に行うとともに、団体に対して適切な事務処理を行うよう指導する必要があった。

きとなることを周知し、適切な事務処理を行うよう指導しました。

なお、補助事業の完了期限までに、実施状況の報告書が提出されるよう、団体が助成金交付要綱を改正したことを確認しました。

また、団体に対し、未提出分に係る実施状況の報告書を間接補助事業者に提出させた上、助成金の対象経費を確定させるよう指導し、当該金額に基づき補助金の対象経費を確認しました。

さらに、団体に対し、間接補助事業者等への交付決定に当たっては、道が行った交付決定と同一の条件を付さなければならないことを改めて周知し、適切な事務処理を行うよう指導しました。

今後は、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査を行うなどし、補助金の額の確定を適切に行います。

ウ 団体の規定では、会計処理に関して、真実な内容を明瞭に表示することや全ての取引について正確な記帳整理を行うことなどとされているが、団体では、補助金額のみを会計処理の対象として経理していることから、全ての取引についての記帳整理となっておらず、団体の事業内容を明確な計数により表示していないものがあった。

また、この補助金額のみの予算や決算により、幹事会の協議を経て、議決機関である総会の議決を得ており、総額によらない事業計画兼収支予算書を策定し、事業を実施することとしているなど、適切とは認められない事業運営となっているものがあった。

畜産・酪農収益力強化整備等特別

団体の幹事会の構成員として、総会に付議すべき事項である事業計画や収支予算等については、幹事会において十分な確認を行うよう努めます。

また、所管部として、補助事業者に対して、交付要綱等に基づく適切な事業運営については、指導を徹底するとともに、実績報告時において、現地調査や書類審査による確認を行うなど、補助事業が適正に執行されるよう、適切な事務処理に努めます。

対策事業においては、事業実施主体である畜産クラスター協議会は、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していることなどが要件とされているが、上記のとおり、会計処理に関して、団体の事業内容を明確な計数により表示しておらず、総額によらない事業計画兼収支予算書を策定し、事業を実施することとしているなど、適切な事業運営を行う体制となっていないものがあった。

これらのことから、団体の幹事会の構成員である道は、幹事会において、総会に付議すべき事項である事業計画や収支予算等の確認を十分行うとともに、所管部として、団体の適切な事業運営について指導する必要があることがあった。